

認可外保育施設関係事務連絡会
(令和7年3月)

説明動画①

主催：浜松市こども家庭部幼保支援課

実施月	令和7年3月
資料格納日 (ホームページ)	令和7年3月25日(火)
説明動画 公開期間	令和7年3月25日(火)～令和7年9月30日(火)

認可外保育施設関係事務連絡会 次第

主催：浜松市こども家庭部幼保支援課

実施月	令和7年3月	資料掲載日 (ホームページ)	令和7年3月25日(火)	説明動画 公開期間	令和7年3月25日(火)～令和7年9月30日(火)
-----	--------	-------------------	--------------	--------------	---------------------------

※内容の問い合わせは、各担当グループへお願いします。問い合わせの内容によっては、他の担当グループを御案内します。

No	説明 動画				資料 No	対象類型						項目名	提出書類 の有無			担当グループ	
	動画目安時間					法届出対象施設			顧客児童限定 保育施設				全施設提出	該 当 す る 施 設	提出無し		連絡先
						認証 保育所	企業主 導型保 育事業	その他の （認証保 育所・保 育事業・ ベビーシ ッター以 外）	ベビー シッター	その他の 顧客児 童限定 保育施 設（以 外）	ベビー シッター						
	No	開始	終了	所要													
1	①	:	:	:	ア	○	○	○	○	○		令和7年度の施設番号について			○	企画・制度グループ	TEL：457-2827
2		:	:	:	イ	○	○	○	○			子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）について	○			企画・制度グループ	TEL：457-2827
3		:	:	:	ウ	○	○	○	○	○	○	令和7年度 指導監査（立入調査）の概要について			○	こども若者政策課 監査・調整グループ	TEL：457-2795
4		:	:	:	エ	○	○	○	○			令和7年度 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する留意点について			○	給付・事業グループ	TEL：457-2118
5		:	:	:	オ	○	○	○				補助金の全般事項について			○	給付・事業グループ	TEL：457-2118
6		:	:	:	カ	○	○	○				令和7年度 浜松市教育・保育施設等物価高騰対策助成事業費補助金について			○	給付・事業グループ	TEL：457-2118
7		:	:	:	キ	○	○	○	○			認可外保育施設にかかる保育料無償化の新たな経過措置（R6.10月～R12.3月末）について			○	企画・制度グループ	TEL：457-2827
8		:	:	:	ク	○	○	○	○			施設、防災に関する基本情報等の調査について	○			企画・制度グループ	TEL：457-2827
9		:	:	:	ケ	○	○	○	○			発災時の被災状況報告について			○	企画・制度グループ	TEL：457-2827

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料ア
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

令和7年度の施設番号について

<担当>

企画・制度グループ	TEL：457-2827
-----------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○	
		企業主導型保育事業	○	
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター <u>以外</u> ）	○	
		ベビーシッター	○	
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター <u>以外</u> ）	○	
		ベビーシッター		

通知の状況	有り	通知日		
		通知方法	メール	その他
	無し			

提出書類 の有無	全施設提出	提出期限	
	該当する施設のみ提出	提出方法	
	提出無し		

令和7年度施設番号
(認可外保育施設等)

61病児保育事業	72企業主導型保育事業	73その他認可外	78ベビーシッター(マッチングサイト利用)
61101 病児・病後児保育 みつばち第2保育園	72118 パンダ保育園	73119 ヤクルト浜松東センター保育所	78000 門名 里紗
61201 桜町クリニック	72119 ヒーローズ保育園 上島	73120 Rim	78000 杉浦 沙紀
21108 聖隷こども園めぐみ	72120 ひだまり保育園	73121 ヤクルト浜松西センター保育所	78000 松下 智咲
21120 中央ながかみこども園	72121 都市型保育園ボボラー浜松プラザプレスボ	73122 ヤクルト遠州中央センター保育所	78000 鈴木 歩美
41112 みどり保育園	72122 キッズハウスおおかば	73123 JA静岡厚生連遠州病院あおぞら保育園	78000 Nishime Gasparoti Juliana Akiko
51141 みつばち保育園	72123 さんくすキッズ保育園	73124 フラワー保育園	78000 鈴木 景子
21157 聖隷こども園わかば	72124 きらきら保育園	73125 浜松北病院 きしゃぼつぼ保育園	78000 大村 典絵
71認証保育所	72125 半田山こもれび保育園	73126 タンポポ保育所	78000 小出 恵理子
71101 はままつ保育園	72126 キッズハウスなかだ	73127 医大保育所きらり	78000 軍司 夏巳
71102 和敬愛保育園	72127 ヒーローズ保育園 浜松東	73128 浜松南病院にこにこ保育園	81顧客児童限定保育施設
71103 ハレルヤ愛児園	72128 ひろば保育園ありたま	73129 とよおかキッズ	81103 積水ハウス株式会社 浜松支店
71104 エンゼル保育園	72129 てんとうむし東山保育園	73130 SBSマイホームセンター 浜松展示場	81105 ピュアレディースクリニック
71106 ちびっこハウスあくり	72130 遠鉄グループ保育園かんざんじ	73131 Hug Me International School SAKURA	
71301 和香樹保育園	72131 ハミングバード保育園	73201 みんなの保育園 大地	
72企業主導型保育事業	72201 医療法人社団誠心会浜北さくら台病院保育施設	73202 ヤクルトミヶ日ゾーン保育所	
72101 遠鉄グループ保育園かみじま	72202 企業主導型保育園ふわふわ	73203 ヤクルト浜北中央センター保育所	
72102 ヒーローズ保育園駅南〜きこりのうち〜	72203 étoile保育園	73205 聖隷三方原病院院内保育園さくら保育園	
72103 キッズハウスもとしろ	72204 浜名愛ノ宮保育園	73206 浜松赤十字病院つくし保育園	
72104 ヒーローズ保育園 住吉	73その他認可外	73207 天竜病院ひまわり保育園	
72105 遠鉄グループ保育園さなるだい	73101 上島キッズスクエア	73208 NPO法人LOKAHI	
72106 遠鉄グループ保育園えきまえ	73102 Hug Me International School HAMAMATSU	73301 はままつ森のようちえん 森のこどもたち	
72107 託児所るれいるーむ	73103 ベビー&キッズroom ひより	73302 矢崎おひさま保育園	
72108 nino保育園	73104 鴨江幼稚園	73303 ヤクルト天竜中央センター保育所	
72109 はままつ竹の子保育園	73105 第2つばめ保育園	77ベビーシッター(マッチングサイト以外)	
72111 めくもりのうちママサポート保育板屋町園	73106 エスコラ アウカンセ	77101 株式会社アイケア ベビーシッター あいあい	
72112 ひろば保育園ほそじま	73107 イーエーエス浜松保育所	77102 ぴっぴシッター	
72113 Papilles保育園	73108 ムンドエンカンタード	77103 baby & kids sitter more	
72114 にこにこ保育園	73110 コレジオ ラピス デ コル	77104 Ohana〜sitter〜	
72115 駅南ナーサリー	73111 本田技研一時保育室	77105 有限会社ママ・アンド・パパス	
72116 おとのいえ	73113 ヤクルト浜松南センター保育所	77106 おやこ広場&ベビー・キッズシッター にじいろ	
72117 いろにこ保育園	73114 ヤクルト浜松北センター保育所	77107 Coral Leaf	
	73116 ヤクルト助信センター保育所	77201 Smile & hag	
	73117 ふじっこ		

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料イ
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

子ども・子育て支援情報公表システム (ここ de サーチ) について

<担当>

企画・制度グループ	TEL : 457-2827
-----------	----------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○
		企業主導型保育事業	○
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター <u>以外</u> ）	○
		ベビーシッター	○
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター <u>以外</u> ）	
		ベビーシッター	
通知の状況	☒ 有り	通知日	令和6年5月22日
		通知方法	☒ メール ☐ その他
	☐ 無し		
提出書類 の有無	☒ 全施設提出		提出期限
	☐ 該当する施設のみ提出		提出方法
	☐ 提出無し		

認可外保育施設
(法届出対象施設)

浜 こ 幼 支 号 外
令和 6 年 5 月 2 2 日

代表者様

浜松市こども家庭部幼保支援課長 井川 宜彦

**子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）への
認可外保育施設情報の登録について（依頼）**

日ごろ、幼児教育・保育行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）（以下「本システム」という。）において、認可外保育施設に関する情報の登録・公表を実施するにあたり、下記のとおり登録票の提出をお願いいたします。

記

1 提出書類

別添「ここ de サーチ認可外保育施設情報登録票」

- ・シート1からシート8までの項目について入力してください（シート8はベビーシッターのみ）。

2 提出期限

令和6年6月7日（金）

※提出のあった施設から本システムへ順次登録・公表いたします。

3 提出先

浜松市こども家庭部幼保支援課 企画・制度グループ

4 提出方法

メールにて提出

※提出時に件名を次のようにしていただくよう御協力をお願いします。

〔メール例〕

件名：【企画・制度Gあて】ここ de サーチへの情報登録（〇〇保育園）

5 留意事項

- ・シート1、3、5、6の必須項目はすべて入力してください。
- ・次の項目は必須項目ではありませんが、空欄の場合、浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱の設備運営基準に不適合となりますので入力してください。

〔シート4〕 ・保育料

・保育料以外の実費

・変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由

〔シート7〕 ・保険情報

・提携医療機関

・緊急時等における対応方法

・非常災害対策

・虐待の防止のための措置に関する事項

6 その他

- ・各施設から提出された内容について、表記の統一や届出内容との整合性を図るために幼保支援課で修正を行う場合があります。
- ・令和6年4月1日施行の児童福祉法第59条の2の2の改正により、認可外保育施設の施設及びサービスに関する内容について、書面掲示に加えてインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない旨が規定されました。本システムへの施設情報登録により、当該改正内容を満たすこととなります。
- ・今回登録する情報に変更が生じた場合は、変更後すみやかに幼保支援課へ御連絡ください。

浜松市こども家庭部幼保支援課 企画・制度グループ 担当：加藤・深田

TEL：457-2827 FAX：457-2039

E-mail：s-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※問い合わせの内容によっては、他の担当者を御案内いたします

■ 本調査様式の構成

- すべてのシートに対して入力してください。

シート	入力内容
シート1	表示 施設基本情報
シート2	表示 施設・設備情報
シート3	表示 利用定員等
シート4	表示 サービス内容
シート5	表示 保育に従事する者
シート6	表示 指導監督等実績
シート7	表示 緊急時等の対応等
シート8	表示 その他
シート9	表示 公表者が必要と認める事項

[\(トップへ戻る\)](#)[\(次へ→\)](#)

:選択形式セル:入力不可セル

:入力形式セル

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

認可外施設帳票

施設基本情報									
施設・事業所名		[必須]							
設置者(法人格)		個人							
設置者名		[必須]							
管理者		[必須]							
施設の 所在地	郵便番号	[必須]		〒		-			
	都道府県	[必須]		静岡県					
	市区町村	[必須]							
	町名・番地	[必須]							
	建物名・ 部屋番号								
電話番号		[必須]							
交通手段 (最寄り駅)	線	[必須]		—					
	駅	[必須]		—					
	バス								
	徒歩								
事業開始日		[必須]		西暦	年	月	日		
届け出受理日		[必須]		西暦	年	月	日		
施設類型区分		[必須]		その他					
施設の設置主体									
企業主導型保育事業 (地域枠)									
指導監督基準適合証明書 交付		西暦	年	月	日				
備考									

[\(トップへ戻る\)](#) [\(←前へ\)](#) [\(次へ→\)](#)

:選択形式セル :入力不可セル

:入力形式セル

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

認可外施設帳票			
施設・設備情報			
建物構造			
建物構造（階数）			
建物形態			
施設 の 部 屋 数 ・ 面 積	設備の種類	部屋数 [単位：部屋]	面積 [単位：㎡]
	保育室等		
	調理室		
	医務室		
	便所		
	その他		
合計		-	
備考			

[\(トップへ戻る\)](#) [\(←前へ\)](#) [\(次へ→\)](#)

:選択形式セル:入力不可セル

:入力形式セル

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

認可外施設帳票			
利用定員の有無		利用定員等	
		入力しない(定員数が6名以上)	
定員	年齢	利用定員数 [単位:人]	利用児童数 [単位:人]
	0歳		
	1歳		
	2歳		
	3歳		
	4歳		
	5歳		
	合計		
備考			

[\(トップへ戻る\)](#) [\(←前へ\)](#) [\(次へ→\)](#)

:選択形式セル :入力不可セル

:入力形式セル

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

認可外施設帳票

サービス内容									
開所・閉所時間		平	日	時	分	～	時	分	
		土	曜	時	分	～	時	分	
		日	祝	日	時	分	～	時	分
延長保育	有無								
	時間	時間							
一時保育									
夜間保育									
24時間保育									
病児保育									
保育料	年齢	月極額[単位：円/月]		定期契約[単位：円/時間]		一時預かり[単位：円/時間]			
	0歳								
	1歳								
	2歳								
	3歳								
	4歳								
	5歳								
保育料以外の実費	食事代								円/月
	入会金								円
	キャンセル料								円
	その他								円
変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由									
備考									

[\(トップへ戻る\)](#) [\(←前へ\)](#) [\(次へ→\)](#)

:選択形式セル:入力不可セル

:入力形式セル

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

認可外施設帳票			
保育に従事する者			
保育従事者数	常勤	(必須)	人
	非常勤	(必須)	人
有資格者数	保育士	(必須)	人
	看護師	(必須)	人
	家庭的保育者等	(必須)	人
研修受講者数	居宅訪問型保育研修	(必須)	人
	子育て支援員研修	(必須)	人
	家庭的保育者等研修	(必須)	人
	その他	(必須)	人
保育士その他の職員の配置予定			
備考			

[\(トップへ戻る\)](#) [\(←前へ\)](#) [\(次へ→\)](#)

:選択形式セル :入力不可セル

:入力形式セル

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

認可外施設帳票	
指導監督等実績	
前年度年次報告提出実績	【必須】
前年度監督実績 (改善事項の有無)	【必須】
過去の事業停止命令・施設閉鎖命令の歴	有無
行政処分歴1	処分を行った自治体
	処分の種類
	処分年月日西暦年 月 日
行政処分歴2	処分を行った自治体
	処分の種類
	処分年月日西暦年 月 日
行政処分歴3	処分を行った自治体
	処分の種類
	処分年月日西暦年 月 日
行政処分歴4	処分を行った自治体
	処分の種類
	処分年月日西暦年 月 日
行政処分歴5	処分を行った自治体
	処分の種類
	処分年月日西暦年 月 日
備考	

[\(トップへ戻る\)](#) [\(←前へ\)](#) [\(次へ→\)](#)

:選択形式セル :入力不可セル

:入力形式セル

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

認可外施設帳票		
緊急時等の対応等		
保険情報1	保険の種類	
	保険事故（内容）	
	保険金額	円
保険情報2	保険の種類	
	保険事故（内容）	
	保険金額	円
保険情報3	保険の種類	
	保険事故（内容）	
	保険金額	円
保険情報4	保険の種類	
	保険事故（内容）	
	保険金額	円
保険情報5	保険の種類	
	保険事故（内容）	
	保険金額	円
保険情報6	保険の種類	
	保険事故（内容）	
	保険金額	円
保険情報7	保険の種類	
	保険事故（内容）	
	保険金額	円
保険情報8	保険の種類	
	保険事故（内容）	
	保険金額	円
保険情報9	保険の種類	
	保険事故（内容）	
	保険金額	円
保険情報10	保険の種類	
	保険事故（内容）	
	保険金額	円
提携医療機関1	名称	
	所在地	
	提携内容	
提携医療機関2	名称	
	所在地	
	提携内容	
提携医療機関3	名称	
	所在地	
	提携内容	
提携医療機関4	名称	
	所在地	
	提携内容	
提携医療機関5	名称	
	所在地	
	提携内容	
提携医療機関6	名称	
	所在地	
	提携内容	
提携医療機関7	名称	
	所在地	
	提携内容	
提携医療機関8	名称	
	所在地	
	提携内容	
提携医療機関9	名称	
	所在地	
	提携内容	
提携医療機関10	名称	
	所在地	
	提携内容	
緊急時等における対応方法		
非常災害対策		
虐待の防止のための措置に関する事項		
備考		

[\(トップへ戻る\)](#) [\(←前へ\)](#) [\(次へ→\)](#)

:選択形式セル

:入力不可セル:入力形式セル

認可外施設帳票	
その他	
マッチングサイト関係 (※ベビースITTERのみ)	
備考	

[\(トップへ戻る\)](#)[\(←前へ\)](#)

:選択形式セル
:入力形式セル

:入力不可セル

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

認可外施設帳票	公表者が必要と認める事項
---------	--------------

2024年度

子ども・子育て支援情報公表システム

主な変更点について

2024年12月



目次

1. 入力機能

(1) 「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（施設基本情報）	2
(2) 「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（施設・設備情報）	3
(3) 「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（利用定員等）	4
(4) 「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（サービス内容）	5
(5) 「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（保育に従事する者）	6
(6) 「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（指導監督等実績）	7
(7) 「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（緊急時等の対応等）	8
(8) 「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（その他）	10

2. ここdeサーチ

(1) 「ベビーシッター及び住所が非公開な施設を検索する」画面にページ遷移のためのリンクを追加	11
(2) 「ここdeサーチ」のトップ画面に遷移のためのボタンを追加	12

1.入力機能

(1)「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（施設基本情報）

施設基本情報

施設・事業所名 ① サンプルこども園

設置者（法人格） ② 個人

設置者 ③ サンプル

管理者 ④ サンプル太郎

所在地（住所） 郵便番号 ⑤ 2430001 住所を検索する

都道府県 ⑥ 神奈川県

市区町村 ⑦ 厚木市

町名・番地 ⑧ ○○町1-1-1

建物名・部屋番号等 ⑨

電話番号 ⑩ 123-456-7890

交通手段（最寄り駅） 路線 ⑪

駅名 ⑫

バス ⑬ 分

徒歩 ⑭ 分

事業開始年月日 ⑮

届け出受理日 ⑯

施設類型区分 ⑰ 事業所内保育

「定員数が6名以上」および「ベビーシッター法人」の場合、「必須入力」から「任意入力」に変更しました。

「定員数が6名以上」および「ベビーシッター以外」の場合、「必須入力」から「任意入力」に変更しました。

任意入力項目に変更しました。

2

1.入力機能

(2)「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（施設・設備情報）

施設・設備情報

建物構造 ①

建物構造（階数） ②

建物形態 ③

施設の部屋数、面積

	部屋数 [単位：部屋]	面積 [単位：㎡]
保育室等 ④		
調理室		
医務室		
便所		
その他		
合計	-	

備考 ⑤

「定員数が6名以上」および「ベビーシッター以外」の場合、「任意入力」から「必須入力」に変更しました。

「定員数が6名以上」および「ベビーシッター以外」の場合、「任意入力」から「必須入力」に変更しました。

3

1.入力機能

(3)「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（利用定員等）

▲ 利用定員等

利用定員 説明 ②

☐ 入力する
☒ 入力しない(定員数が6名以上)
☐ 入力しない(定員数が5名以下)

利用定員等 説明 ②

	利用定員数 [単位: 人]	利用児童数 [単位: 人]
0歳		
1歳		
2歳		
3歳		
4歳		
5歳		
合計		

合計を計算する

備考 ②

必須入力項目に変更しました。
※該当する箇所のみ入力
(少なくとも1箇所は入力ください。)

4

1.入力機能

(4)「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（サービス内容）

▲ サービス内容

開所・開所時間 説明 平日 ②
 土曜 ②
 日祝日 ②

延長保育 有無 ② ☐ あり ☐ なし
 時間 ② 時間

一時保育 ② ☐ あり ☐ なし

夜間保育 ② ☐ あり ☐ なし

24時間保育 ② ☐ あり ☐ なし

満児保育 ② ☐ あり ☐ なし

保育料 説明 ②

	月額額 [単位: 円/月]	定期契約 [単位: 円/時間]	一時預かり [単位: 円/時間]
0歳			
1歳			
2歳			
3歳			
4歳			
5歳			

必須入力項目に変更しました。
※該当する箇所のみ入力
(少なくとも1箇所は入力ください。)

必須入力項目に変更しました。
※該当する箇所のみ入力
(少なくとも1箇所は入力ください。)

5

1.入力機能

(5)「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（保育に従事する者）

▲ 保育に従事する者

保育従事者数 常勤	?	人
非常勤	?	人
有資格者数 保育士	?	人
看護師	?	人
家庭的保育者等	?	人
研修受講者数 居宅訪問型保育研修	?	人
子育て支援員研修	?	人
家庭的保育者等研修	?	人
その他	?	人
保育士その他の職員の配置予定	?	
備考	?	

「ベビーシッター個人」の場合、「任意入力」から「必須入力」に変更しました。

必須入力項目に変更しました。

6

1.入力機能

(6)「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（指導監督等実績）

▲ 指導監督等実績

前年度年次報告提出実績	?	☐ あり ☐ なし
前年度監査実績（改善事項の有無）	?	☐ 指導事項あり ☐ 指導事項なし ☐ 前年度監査実績なし
過去の事業停止命令・施設閉鎖命令の歴の有無	?	☐ あり ☐ なし

「過去の事業停止命令・施設閉鎖命令の歴の有無」欄で「あり」を選択した場合

過去の事業停止命令・施設閉鎖命令の歴の有無 ☒ あり ☐ なし

行政処分歴を作成する 開く

新しい行政処分歴を作成しています
（入力したデータを過期する）ボタン、または入力したデータも過期する）ボタンをクリックして入力エリアが隠れます。

処分を行った自治体	?	
処分の種類	?	☐ 事業停止命令 ☐ 施設閉鎖命令
処分年月日	?	

入力履歴データの検索

入力履歴データを追加

任意入力項目に変更しました。

「過去の事業停止命令・施設閉鎖命令の歴の有無」欄で「あり」を選択すると、「行政処分歴を作成する」が表示され、**必須**が表示されます。

「行政処分歴を作成する」をクリックすると、行政処分歴の登録欄が表示され、「処分を行った自治体」、「処分の種類」、「処分年月日」を**必須入力項目**に変更しました。

7

1.入力機能

(7)「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（緊急時等の対応等）

緊急時等の対応等

保険内容を作成する [印刷]

保険の種類	保険事故（内容）	保険金額	項目の編集	項目の削除
対象データがありません。				

提携医療機関を作成する [印刷]

提携医療機関 名称	所在地	提携内容	項目の編集	項目の削除
対象データがありません。				

緊急時等における対応方法 [印刷]

非常災害対策 [印刷]

虐待の防止のための措置に関する事項 [印刷]

備考

必須入力項目に変更しました。

「定員数が6名以上」および「ベビーシッター以外」の場合、「任意入力」から「必須入力」に変更しました。

必須入力項目に変更しました。

8

1.入力機能

(7)「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（緊急時等の対応等）（続き）

○「保険内容を作成する」をクリックした場合

新しい保険内容を作成しています
[入力したデータを破棄する]ボタン、または[入力したデータを追加する]ボタンを押すと入力エリアが閉じます。

保険の種類 [印刷]

保険事故（内容） [印刷]

保険金額 [印刷]

入力したデータを破棄する

入力したデータを追加する

「保険内容を作成する」をクリックすると、新しい保険内容の登録欄が表示され、「保険の種類」、「保険事故（内容）」、「保険金額」を必須入力項目に変更しました。

○「提携医療機関を作成する」をクリックした場合

新しい提携医療機関を作成しています
[入力したデータを破棄する]ボタン、または[入力したデータを追加する]ボタンを押すと入力エリアが閉じます。

提携医療機関名称 [印刷]

所在地 [印刷]

提携内容 [印刷]

入力したデータを破棄する

入力したデータを追加する

「提携医療機関を作成する」をクリックすると、新しい提携医療機関の登録欄が表示され、「提携医療機関名」、「所在地」、「提携内容」を必須入力項目に変更しました。

9

1. 入力機能

(8) 「施設情報の照会・登録・公表を行う」画面における必須／任意入力項目の変更（その他）

その他

マッチングサイト関係（※ベビーシッターのみ） 必須 ？

備考 ？

「ベビーシッター個人」の場合、「必須入力」から「任意入力」に変更しました。

※(1)～(8)必須/任意項目の変更について、例年送付している「一括更新Excel」の変更は、次年度配布時に対応予定です。
現時点では未対応のためご注意ください。

10

2. ここdeサーチ

(1) 「ベビーシッター及び住所が非公開な施設を検索する」画面にページ遷移のためのリンクを追加

画面下部にも「次」または「前」に進むためのリンクを追加しました。

<< 最初 < 前ページ 1 / 196 次ページ > 最後 >>

※表示されている件数はサンプルです。

11

(2)「ここdeサーチ」のトップ画面に遷移のためのボタンを追加



認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料ウ
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

令和7年度 指導監査（立入調査）の概要について

<担当>

こども若者政策課監査・調整グループ	TEL：457-2795
-------------------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所		○
		企業主導型保育事業		○
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター <u>以外</u> ）		○
		ベビーシッター		○
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター <u>以外</u> ）		○
		ベビーシッター		○

通知の状況	有り	通知日		
		通知方法	メール	その他
	無し			

提出書類 の有無	全施設提出	提出期限	
	該当する施設のみ提出	提出方法	
	提出無し		

浜松市認可外保育施設の指導監督

1. 令和6年度 指導監督結果 (R7.3.1 現在)

区分	施設の種類	立入 施設数	(うち指導 施設数)	①文書指導件数	②口頭指導件数
認可外 保育施設	認証Ⅰ・Ⅱ類	8	(5)	1	8
	企業主導型	34	(15)	6	21
	ベビーシッター	4	(3)	4	4
	その他	37	(28)	35	40
合 計		83	(51)	46	73

2. 主な指導事項 (R7.3.1 現在)

指導事項	指導区分
保育に従事する者の数について、乳幼児数に対して必要な数の保育に従事する者を配置すること。	文書
保育に従事する者の有資格者の数について、保育に従事する者の必要数の3分の1以上は有資格者を配置すること。	文書
事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、事故発生の要因分析を行うこと。	文書
避難消火等の訓練について、避難及び消火の訓練を毎月1回以上実施すること。	文書・口頭
施設及びサービスに関する内容の掲示、及び、サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付について、市への届出内容と一致した事項を掲示及び交付すること。	口頭
乳幼児及び職員の健康診断について、実施すること。	口頭
保育士特定登録取消者管理システムにおいて、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録が取り消された者等であるかの確認を行うこと。	口頭

3. 令和7年度の指導監督について (予定)

- 【対 象】 認可外保育施設（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設）
- 【時 期】 令和7年5月以降
- 【内 容】 （１）「認可外保育施設運営状況報告書（第11号様式）」、「共通様式1～5」、「その他必要書類」の徴収
（２）立入調査
①「認可外保育施設運営状況報告書（第11号様式）」、「共通様式1～5」、「その他必要書類」の実施内容の確認
②「浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、適切な保育内容及び保育環境の確保の確認
- 【その他】 ・市から『特定子ども・子育て支援施設等』の確認を受けている施設は、併せて『特定子ども・子育て支援施設等』についての指導監査も実施します。
・令和7年度の指導監督にて文書指導があった場合、当該施設の名称・指導事項・改善状況等について、市のホームページにて公表します。
・指導監督に関する通知について、市に届出されている『設置者』宛てにメールにて送信します。

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料エ
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

令和7年度 特定子ども・子育て支援施設等の 営に関する留意点について

<担当>

給付・事業グループ	TEL：457-2118
-----------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○	
		企業主導型保育事業	○	
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○	
		ベビーシッター	○	
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）		
		ベビーシッター		
通知の状況	有り	通知日		
		通知方法	メール	その他
	無し			
提出書類 の有無	全施設提出		提出期限	
	該当する施設のみ提出		提出方法	
	提出無し			

令和7年度 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する留意点について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準《抜粋》

【第二章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準】

(趣旨)

第五十三条 法第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等(法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)

第五十四条 特定子ども・子育て支援提供者(法第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料及び特定費用の額の受領)

第五十五条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十六に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

第五十六条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第二項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

令和7年度 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する留意点について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準《抜粋》

(法定代理受領の場合の読替え)

第五十七条 特定子ども・子育て支援提供者が法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前二条の規定の適用については、第五十五条第一項中「額」とあるのは「額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第一項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第二項中「前項の場合において、」とあるのは「法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付しなければならない。」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第七条第十項第五号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

第五十八条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(法第三十条の八第一項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第五十九条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第六十条 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

令和7年度 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する留意点について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準《抜粋》

(記録の整備)

第六十一条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第五十四条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第五十八条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料オ
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

補助金の全般事項について

<担当>

給付・事業グループ	TEL：457-2118
-----------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○	
		企業主導型保育事業	○	
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター <u>以外</u> ）	○	
		ベビーシッター		
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター <u>以外</u> ）		
		ベビーシッター		

通知の状況	有り	通知日		
		通知方法	メール	その他
	無し			

提出書類 の有無	全施設提出	提出期限	
	該当する施設のみ提出	提出方法	
	提出無し		

補助金の全般事項について

【対象】認可外保育施設（法届出対象施設）

1 補助金に関する留意事項

補助金に関し、特に以下の点に留意すること

項目	内容
①交付要綱等の遵守	浜松市補助金交付規則や各補助金の交付要綱、また、国・県補助事業や国補助事業の場合には該当する要綱等を遵守すること
②書類の提出	事業の実施にあたり、 <u>申請書や申出書等の提出期限を遵守すること</u> （遅延した場合、補助対象外となる）
③補助額の算出	「総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額」「対象経費の実支出額」「補助基準額」を比較して <u>最も低い金額が補助額となること</u>
④使途の制限	補助金は当該補助事業の経費に充当することとし、他の事業に係る経費に充てないこと
⑤収益が生じる場合	相当の収益が生じる場合には、交付した補助金の全部又は一部を市に納付すること
⑥仕入控除税額報告書の提出	事業者の決算に伴って、各補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出すること。また、要市補助金等返還相当額が生じる場合には、市の指定する期日までに市に納付すること
⑦財産処分の制限	補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、不動産や備品等で市長が認めるものについては、補助金の交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸付・担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと ※認可外保育施設を廃止する場合にも、あらかじめ財産処分の承認の手続きが必要になることや、補助金の返還が生じることがある。
⑧書類の保管	補助金や事業に関する書類は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類や帳簿等を整備したうえで、10年間以上保管すること
⑨会計検査	【重要】国・県補助事業や国補助事業は会計検査院の実施する会計検査の対象になるため、特に補助要件を遵守し、実施内容等に注意すること
⑩令和7年度以降の補助事業	各補助事業については、予算の議決や国の内示等により実施が確定するものであるため、全ての補助事業において <u>令和8年度以降の実施を確約するものではないこと</u>

2 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告

事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出が必要になる。

提出については、市より別途連絡するため、期日までに提出すること。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料力
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

令和7年度 浜松市教育・保育施設等物価高騰 策助成事業費補助金について

<担当>

給付・事業グループ	TEL：457-2118
-----------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○
		企業主導型保育事業	○
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○
		ベビーシッター	
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）	
		ベビーシッター	

通知の状況	有り	通知日		
		通知方法	メール	その他
	無し			

提出書類 の有無	全施設提出	提出期限	
	該当する施設のみ提出	提出方法	
	提出無し		

令和7年度 浜松市教育・保育施設等物価高騰対策事業費補助事業

【対象】認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業、認可外保育施設（法届出対象施設）

1 物価高騰対策事業費補助事業の概要等

食材費等の物価が高騰する中、事業者及び保護者の負担軽減を図ることを目的とし、教育・保育施設等において事業に必要となる経費について補助するもの

2 補助要件・補助単価等

（１）対象施設

令和7年4月1日時点において市内で事業を設置又は実施している以下の施設。

認可保育所等	認定こども園、保育所、地域型保育事業
幼稚園	新制度幼稚園、従来型幼稚園
認可外保育施設（法届出対象施設） ※1	認証保育所、企業主導型保育事業、その他の認可外保育施設

※1 認可外保育施設（法届出対象施設）は、児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出を令和7年5月1日までにを行っている法届出対象施設が対象。ただし、ベビーシッターを除く。

（２）要件

食材料費等の物価高騰の影響を受ける中（要件①）、保護者への負担軽減を図り（要件②）、栄養バランスや量を保った給食の提供を実施すること。

要件①	<u>食材料費等について物価高騰の影響を受けていること（令和7年4月時点）</u> 食材料費等について、令和3年度から令和6年度までのいずれかの価格と比較して、令和7年4月時点における価格が上回っている場合、物価高騰の影響を受けていることに該当します。 （例：令和6年度に食材料費等の値上げがあり、令和7年度の食材料費等の価格が令和6年度から変化していない（又は若干下回っている）場合でも、令和7年度の価格が令和3年度から令和5年度までのいずれかの価格よりも上回っていれば、物価高騰の影響を受けていることに該当します。）
要件②	<u>保護者負担の軽減を図っていること（令和7年4月時点）</u> 食材料費等の物価高騰の影響を受けていたが、保護者へ必要な追加徴収を行わず、物価高騰相当分を園の負担（全額園の負担又は一部園の負担）で給食の提供を実施した場合、保護者への負担軽減を図っているとします。 ※保護者への負担軽減には、物価高騰による保護者への価格転嫁を抑制した場合を含みます。 （例：本来なら、物価高騰の影響による値上げ額を1食あたり10円としたかったところ、実際は7円の値上げ幅に抑制し、園で物価高騰相当分の一部（3円）を負担している場合も、保護者への負担軽減を図っているとみなします。） ※保護者への負担軽減を実施していない場合（食材料費等の物価高騰による園の追加負担が発生していない場合）は補助対象外となります。 （例：1食あたりの10円の価格上昇があり、保護者がその全額となる10円を追加で負担し、園の追加負担がない場合は補助対象外。） ※交付申請書の提出までに、上記要件を満たしていること。 （例：4月以降の給食費について物価高騰による園の追加負担が発生しない額で保護者から既に徴収している場合でも、本補助事業の要件を満たすために交付申請書の提出までに、4月時点に遡って保護者負担の軽減を図った場合も要件が満たされたものとなります。）

(3) 補助対象経費

給食提供に係る費用（食材料費、外注費用）

※給食には、離乳食開始前の乳児におけるミルクの提供を含みます。

※給食には、軽食（おやつ等）及び飲み物のみの提供は含みません。

※人件費、什器購入費、輸送に係る費用等の諸経費は除きます。

(4) 補助基準額・補助率・補助額

・補助基準額：（１）認定こども園、保育所、地域型保育事業、認可外保育施設

13,200円×在園児数（令和7年4月1日時点）

（２）幼稚園

8,800円×在園児数（令和7年4月1日時点）

※在園児数とは、月極により利用している就学前児童の人数（浜松市外からの利用者を含む）を言い、一時預かり事業や就学児童の人数は含みません。

・補助率：1/2

・補助額：補助基準額×補助率

3 書類の提出時期

(1) 今後のスケジュール

時期	市 ⇄ 施設	内容
令和7年 3月	【送付：市⇒施設】 ・事業概要の案内	事業概要の案内、要綱の送付等
令和7年 6月上旬	【送付：市⇒施設】 交付申請書類等の提出依頼	交付申請書等の送付 <u>（受付：6月16日～6月27日）</u>
令和7年 8月下旬	【市⇒施設】 支払い	交付決定通知書の送付、補助金支払 ※補助金支払時期は前後することがあります

(2) 提出書類の受付期間等

受付期間	提出日付	支払時期（予定）
令和7年6月16日(月) ～6月27日(金)	令和7年6月27日	令和7年8月下旬～

【提出場所】 幼保支援課

【提出方法】 持参又は郵送（郵送の場合は受付期間必着）

※受付期間外は書類のお受け取りができかねますのでご注意ください。

※事務処理の円滑化のため、提出日付を統一することにご協力ください。

※補助金支払時期は前後することがあります。

4 留意事項・その他

- ・同一法人が複数の施設を運営している場合、申請書等は施設ごとに提出ください。
- ・国庫補助事業となりますので、証拠書類の原本を10年間（令和18年3月31日まで）保管してください（※本申請手続きでは、浜松市への領収書等の支払いを証する書類の提出は不要です。）。
- ・法人等の決算後に消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の報告が必要となります。

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料キ
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

認可外保育施設にかかる保育料無償化の新たな経過措置（R6.10月～R12.3月末）について

<担当>

企画・制度グループ	TEL：457-2827
-----------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○
		企業主導型保育事業	○
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○
		ベビーシッター	○
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）	
		ベビーシッター	
通知の状況	有り	通知日	令和6年9月12日
		通知方法	メール その他
	無し		
提出書類 の有無	全施設提出		提出期限
	該当する施設のみ提出		提出方法
	提出無し		

認可外保育施設にかかる保育料無償化の 新たな経過措置（R6. 10月～R12. 3月末）について

令和6年10月以降、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設は保育料無償化の対象外となりますが、次の**全ての**項目に該当する施設は、県の指定を受けることで例外的に（最長）令和12年3月末まで無償化が継続されます。

新たな経過措置の対象施設（次の①～④の**全て**に該当する施設）

- ① 令和6年9月30日以前に設置した施設
- ② 「利用者の概ね全数（8～9割程度）が外国人児童」又は「夜間・深夜帯の（夜8時以降又は宿泊）保育を常態として実施している」
- ③ 「有資格者数」又は「施設基準」（別表（第2条関係）参照）を満たしていない（令和12年3月末までに改善するための計画を県こども未来課へ提出すること）
- ④ **「有資格者数」「施設基準」以外の基準は全て満たしている**

県の指定を受けるための手続き

手順1：施設指導所管課へ立入指導結果に対する改善報告書を提出するなどして、
「有資格者数」「施設基準」以外の基準を全て満たす

手順2：県こども未来課へ「無償化継続のための指定申請書」を提出し指定を受ける

【参考】保育料無償化とは

利用者が市町から「保育の必要性の認定」を受け、対象となる認可外保育施設を利用する場合、保育料無償化の対象となります。

（3歳児～5歳児クラス） 月額3．7万円まで

（0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯）月額4．2万円まで

問い合わせ先：

（新たな経過措置の指定申請） 静岡県こども未来課保育班

浜松市幼保支援課

（立入指導結果・改善報告） 浜松市こども若者政策課

電話054-221-2928

電話053-457-2827

電話053-457-2795

浜こ幼支第148号
令和6年9月12日

各認可外保育施設長 様

浜松市こども家庭部幼保支援課長

「基準を満たさない認可外保育施設に係る幼児教育・保育の無償化の対象となる施設の指定に関する事務取扱要綱（県要綱）」の制定について（通知）

このことについて、令和6年10月以降、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設は、幼児教育・保育の無償化の対象外となりますが、一定の要件を満たした施設については、県の指定を受けることで例外的に（最長で）令和12年3月末まで無償化が継続されます（概要については、別添チラシ「認可外保育施設にかかる保育料無償化の新たな経過措置（R6.10月～R12.3月末）」について）を参照願います。

つきましては、県が指定にかかる事務取扱要綱を別添のとおり定めたため、該当する施設は、下記により申請書等の提出をお願いします。

記

1 提出書類

- (1) 指定申請書（様式第1号）
- (2) 指定申請書別紙

2 提出方法

幼保支援課宛てにメールによるデータの送付
（メールでの提出が困難な場合は郵送可）

送付先	メールアドレス：s-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp
郵	便：〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 浜松市こども家庭部幼保支援課 企画・制度G宛

3 提出期限

指定を受けようとする日の15日前まで
（令和6年10月1日指定については令和6年9月20日（金）まで）

4 その他

指定を希望する場合は事前に下記担当へ御連絡ください

担当 企画・制度G 深田
電話番号 053-457-2827

基準を満たさない認可外保育施設に係る幼児教育・保育の無償化の対象となる
施設の指定に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号。以下「法」という。）附則第4条の規定に基づく指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の要件)

第2条 認可外保育施設指導監督基準（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月29日こ成保第206号）」別添）のうち、別表に掲げる基準を満たすために相当な期間を要する基準に該当する事項を除く基準を全て満たすと判断できるものであることとする。

(指定の申請)

第3条 指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の所在地
- (3) 設置者の連絡先
- (4) 設置主体
- (5) 施設区分
- (6) 開所時間
- (7) 在籍児童数
- (8) 転園が困難な児童の有無
- (9) 基準を満たすために相当の期間を要する基準の適合状況及び適合に向けた計画

(指定の決定)

第4条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請を審査し、第2条に規定する要件を満たすものと認めたときは指定をし、指定決定通知書（様式第2号）を申請を行った者に対し、通知する。

(認可外保育施設指導監督基準適合化計画の提出)

第5条 前条の規定による指定を受けた施設（以下「施設」という。）を管理する者は、指定を受けた翌年度以降の毎年度4月末までに、認可外保育施設指導監督基準適合化計画（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(指定変更の届出)

第6条 施設を管理する者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更をする日の10日前までに、指定変更届出書（様式第4号）により変更内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の所在地
- (3) 設置者の連絡先
- (4) 設置主体の名称
- (5) 施設区分

(指定の取消し)

第7条 知事は、当該施設が第2条に規定する要件に当てはまらなくなったときは、指定を取り消すものとする。

(指定の公表)

第8条 知事は、第4条の規定により指定を行った場合又は前条の規定により指定を取り消した場合は、その内容を公表するものとする。

(意見書の提出等)

第9条 知事は、指定を受けようとする者が運営する認可外保育施設が政令市に所在する場合は、指導監査の実施状況等を把握するため、政令市に対して意見書の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和6年9月10日から施行する。

別表(第2条関係)

認可外保育施設指導監督基準のうち、基準を満たすために相当な期間を要する基準に該当する事項

指導基準	指導内容
第1 保育に従事する者の数及び資格	有資格者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1以上
第2 保育室等の構造、設備及び面積	1 保育室の面積 保育室の面積は、おおむね入所乳幼児1人当たり1.65㎡以上
	2 調理室の有無 調理室（施設外調理等の場合にあっては必要な調理機能）の設置
	3 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保 ・保育室の採光及び換気の確保 ・安全性の確保
	4 便所 ・便所用の手洗設備の設置 ・便所は、保育室及び調理室と区画 ・便器の数が、おおむね幼児20人につき1以上
第3 非常災害に対する措置	非常口（玄関とは別の勝手口など）は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	1 保育室が2階の場合の条件 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たす（屋内階段・屋外階段・屋外傾斜路・バルコニー）
	2 保育室が3階以上の場合の条件 ・耐火建築物 ・乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備の設置（屋内階段・屋外階段・屋外傾斜路） ・避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内 ・防火関連設備・資材、非常警報器具・設備、消防通報設備の設置

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

指定申請書

年 月 日

静岡県知事 様

施設等所在地

施 設 等 名

設 置 者 名

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に基づき、指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 設置者の連絡先
- 4 設置主体
- 5 施設区分
- 6 開所時間
- 7 在籍児童数
- 8 転園が困難な児童の有無
- 9 基準を満たすために相当の期間を要する基準の適合状況及び適合に向けた計画

様式第 2 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

指定決定通知書

年 月 日

施設等所在地

施設等名

設置者氏名

様

静岡県知事 ○○ ○○

令和 年 月 日付の申請について、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に基づき、下記のとおり貴施設を指定することを決定したので通知する。

記

指定施設名

指定の期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

様式第3号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

認可外保育施設指導監督基準適合化計画

1 施設名称		2 施設の所在地	
3 設置主体	4 施設区分	5 計画期間	
6 指導監督基準の適否の現状及び課題			
7 満たすために相当の期間を要する基準の適合状況及び適合に向けた計画			
第1 保育に従事する者の数及び資格			
1 保育に従事する有資格者の数			
適否	適合のための取組等		
第2 保育室の構造、設備及び面積			
1 保育室の面積			
適否	適合のための取組等		
2 調理室の有無			
適否	適合のための取組等		
3 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保			
適否	適合のための取組等		
4 便所			
適否	適合のための取組等		
第3 非常災害に対する措置			
1 非常口の適切な配置			
適否	適合のための取組等		
第4 保育室を2階以上に設ける場合			
1 保育室が2階以上の場合は、耐火建築物等の対応が必要			
適否	適合のための取組等		

様式第4号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

指定変更届出書

年 月 日

静岡県知事 様

施設等所在地

施設等名

設置者名

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に基づき、指定を受けた際の申請内容について、下記のとおり変更します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 設置者の連絡先
- 4 設置主体の名称
- 5 施設区分

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料ク
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

施設、防災に関する基本情報等の調査について

<担当>

企画・制度グループ	TEL：457-2827
-----------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○
		企業主導型保育事業	○
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○
		ベビーシッター	○
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）	
		ベビーシッター	
通知の状況	有り	通知日	
		通知方法	メール その他
	無し		
提出書類 の有無	全施設提出	提出期限	令和7年3月31日
	該当する施設のみ提出	提出方法	LoGo フォーム
	提出無し		

施設、防災に関する基本情報等の調査について

1 概要

- ・ 幼保支援課、幼保運営課からの通知等の連絡が確実に施設へ送付するため、連絡先を調査するもの（令和7年度の幼保支援課、幼保運営課からの連絡先として使用）。
- ・ 防災に関する基本情報（浸水想定区域の該当・非該当など）を改めて確認することで、防災意識を高めるとともに、災害発生時の対応に備えて緊急時の連絡先を調査するもの。

2 調査項目

（１）施設に関する情報

- ・【必須】園長（施設管理者）の氏名、施設の電話番号、メールアドレス
- ・【必須】現在登録されているメールアドレスの変更の有無
- ・（任意）書類郵送先が園と異なる場合の郵送先住所

（２）防災に関する情報

- ・【必須】災害時の緊急連絡先（携帯番号）、メールアドレス
※災害発生時の緊急連絡用（訓練を含む）及び国・県への報告時にのみ使用します。
- ・【必須】浸水想定区域に該当するか ※河川別に3項目
- ・【必須】土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に該当するか
※浸水想定区域、土砂災害警戒区域については、浜松市防災マップから確認してください。
浜松市防災マップ URL :

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/bosai/bosai/map/index.html>

3 回答方法、回答期限

回答方法：LoGo フォームで回答

URL：<https://logoform.jp/form/Savd/940809>



【QR コード】

回答期限：3月31日（月）

4 その他

- ・ 提供していただいた情報は、幼保支援課、幼保運営課及びこども若者政策課で共有させていただきます。また、新たに教育委員会教育支援課との通知等のやり取りが確実にできるように施設に関する情報を共有させていただきます。
- ・ 年度途中で連絡先の変更がある場合は、幼保支援課へメールでご連絡ください。
- ・ 災害時の緊急連絡先は、災害発生時に国又は県への報告で使用します。

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料ケ
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

発災時の被災状況報告について

<担当>

企画・制度グループ	TEL：457-2827
-----------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○	
		企業主導型保育事業	○	
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター <u>以外</u> ）	○	
		ベビーシッター	○	
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター <u>以外</u> ）		
		ベビーシッター		
通知の状況	有り	通知日		
		通知方法	メール	その他
	無し			
提出書類 の有無	全施設提出 該当する施設のみ提出	提出期限		
		提出方法		
	提出無し			

発災時の被災状況報告について

【対象施設】 認可外保育施設

1 概要

発災時の被災状況の報告方法や報告基準について周知するもの。

2 報告方法

LoGo フォームから報告

URL : <https://logoform.jp/form/Savd/93040>



※上記 LoGo フォームは、防災訓練時にも同じものを使用します。

3 運用方法等

	令和 7 年 4 月～		～令和 7 年 3 月
施設類型	私立認定こども園、私立保育所、地域型保育事業	認可外保育施設	認定こども園、保育所、地域型保育事業、認可外保育施設
報告方法	災害時情報共有システム	LoGo フォーム	LoGo フォーム
報告基準	災害時情報共有システムからのメール受信時に報告	幼保支援課からの案内メール受信時に報告	<市内で震度5強以上> 被災の有無に関係なく<u>全ての施設</u>がLoGo フォームで報告 ※案内メールがなくても報告 <それ以外> 幼保支援課からの案内メールに従って報告
報告期限	第1報 メール受信確認後直ちに報告 ※午後6時から翌日午前7時までの間に発災した場合は、施設や職員の被災状況が確認でき次第報告 ※第1報後、被災状況が変わった場合は、第2報を待たずにその都度報告 第2報 第1報翌日の午前9時までに報告 発災後7日間は午前9時を期限として第3報以降を報告 被害の規模に応じて報告を不要とする場合もある		<地震（震度5強以上）> ◆午前7時～午後6時発災 第1報 発災後2時間以内に報告 第2報 翌日の午前10時までに報告 ◆午後6時～翌日午前7時発災 第1報 発災後最初の午前10時までに報告 第2報 第1報翌日の午前10時までに報告 発災後7日間は午前10時を期限として第3報以降を報告
報告項目	人的被害、建物被害、ライフライン等		人的被害、建物被害、ライフライン等
国への報告	施設→市・県・国	施設→市→県→国	施設→市→県→国

※メールが受信できない場合は、FAX、電話等使用できる手段での報告に努めること

被災状況報告シート
(保育施設用)

(送付先) 幼保支援課

資料ケ-3-
ロゴフォーム <https://logoform.jp/form/Savd/93640>
メール s-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp
FAX 053-457-2039

施設名 0 メールアドレス @
報告者 連絡の取れる電話番号

人的被害の状況(Q14~16)								
人的被害の有無 (一つ選択☑)		☐ 1、人的被害なし ☐ 2、人的被害あり ☐ 3、不明						
有 の 場 合	軽傷者数(医療機関への受診が不要)	児童		人	職員		人	
	重傷者数(医療機関への受診が必要)			人			人	
	死亡者数			人			人	
	行方不明者数			人			人	
建物被害の状況(Q17~23)								
建物等被害の有無とその規模 (一つ選択☑)		☐ 1、被害なし ☐ 2、軽微な被害あり(推定被害80万円未満) ☐ 3、重大な被害あり(推定被害80万円以上) ☐ 4、不明						
被 害 あ り の 場 合	建物損壊 (一つ選択☑)	☐ 1、全壊 ☐ 3、一部損壊 ☐ 5、不明		☐ 2、半壊 ☐ 4、なし				
	浸水被害 (一つ選択☑)	☐ 1、床上浸水 ☐ 3、なし		☐ 2、床下浸水 ☐ 4、不明				
	雨漏り被害 (一つ選択☑)	☐ 1、あり(被害大) ☐ 3、なし		☐ 2、あり(被害小) ☐ 4、不明				
	園庭の冠水被害 (一つ選択☑)	☐ 1、あり ☐ 3、不明		☐ 2、なし				
	土砂被害 (一つ選択☑)	☐ 1、あり(被害大) ☐ 3、なし		☐ 2、あり(被害小) ☐ 4、不明				
	上記被害の詳細 及び その他の被害状況							
運営の状況(Q24~26)								
運営への支障の有無 及び代替受入先の有無		☐ 1、支障なし(開所) ☐ 2、支障あり(閉所中)、代替受入先なし ☐ 3、支障あり(閉所中)代替受入先調整中 ☐ 4、支障あり(閉所中)代替受入先あり						
(3、4の場合) 代替受入先の名称								
(2、3、4の場合) 要保育児童の人数		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	不明
ライフライン等の状況及び、必要な支援の状況(Q31~42)								
電気の状況 (一つ選択☑)		☐ 1、停電なし ☐ 2、停電あり、非常用自家発電なし ☐ 3、停電あり、非常用自家発電あり ☐ 4、不明						
燃料残量 (「3、非常用自家発電あり」の場合)		☐ 1、十分あり ☐ 2、2~3日分あり ☐ 3、本日分のみ又はそれ以下 ☐ 4、不明						
水道の状況 (一つ選択☑)		☐ 1、断水なし ☐ 2、断水あり、給水可能な受水槽等なし ☐ 3、断水あり、給水可能な受水槽等あり ☐ 4、不明						
飲料水の状況 (一つ選択☑)		☐ 1、十分ある、もしくは定期的に補充可能 ☐ 2、2~3日分しかなく、その後については確保の見通しなし ☐ 3、本日分の確保にも支障がある ☐ 4、不明						
生活用水の状況 (一つ選択☑)		☐ 1、十分ある、もしくは定期的に補充可能 ☐ 2、2~3日分しかなく、その後については確保の見通しなし ☐ 3、本日分の確保にも支障がある						
トイレの状況 (一つ選択☑)		☐ 1、使用可能 ☐ 2、使用不可、代替設備なし ☐ 3、使用不可、代替設備あり ☐ 4、不明						
ガスの状況 (一つ選択☑)		☐ 1、供給あり ☐ 2、供給なし、代替設備なし ☐ 3、供給なし、代替設備あり ☐ 4、不明						
冷暖房の状況 (一つ選択☑)		☐ 1、使用可能 ☐ 2、使用不可 ☐ 3、不明						
食料の状況 (一つ選択☑)		☐ 1、十分ある、もしくは定期的に補充可能 ☐ 2、2~3日分しかなく、その後については確保の見通しなし ☐ 3、本日分の確保にも支障がある						
燃料(灯油・ガソリン)の状況 (一つ選択☑)		☐ 1、十分ある、もしくは定期的に補充可能 ☐ 2、2~3日分しかなく、その後については確保の見通しなし ☐ 3、本日分の確保にも支障がある ☐ 4、取扱いなし						
必要な物資の支援 (複数選択可)		☐ 1、食料 ☐ 2、飲料水 ☐ 3、薬 ☐ 4、おむつ ☐ 5、衣服 ☐ 6、毛布 ☐ 7、マスク ☐ 8、消毒液 ☐ 9、その他 ⇒⇒						



土砂災害、風水害等に関する避難情報発令時における臨時休園等の基準

R6.2作成

種類	避難情報等	開園前の発令		保育実施中の発令	
		※開園の判断をする時間をあらかじめ各園で設定しておくこと。(例：午前6時と11時) ※開所時間内に解除された場合には、園舎・周辺の状況、職員の確保等から児童を安全に預かることができる場合は、開園に努めること。		※児童・職員の安全を最優先し、必要に応じて安全な場所へ避難を開始すること。 ※園周辺の状況などを保護者へメール等で連絡し、情報共有を図ること。 ※臨時休園する場合は、保護者へ早期お迎えの要請を行い、引き渡しを行うこと。	
土砂災害	レベル	《土砂災害警戒区域内の園》	《土砂災害警戒区域外の園》	《土砂災害警戒区域内の園》	《土砂災害警戒区域外の園》
		園が所在する地区に避難情報が発令された場合	園が所在する地区には、避難情報が発令されていない場合	園が所在する地区に避難情報が発令された場合	園が所在する地区には、避難情報が発令されていない場合
	警戒レベル3 高齢者等避難	◆臨時休園 することができ	○原則、開園 ※	★安全な場所へ避難 ◆臨時休園 することができ	○原則、保育を継続
	警戒レベル4 避難指示	●臨時休園	○原則、開園 ※	★安全な場所へ避難 ●臨時休園	○原則、保育を継続
	警戒レベル5 緊急安全確保				
風水害	備考	・避難情報は、「地区単位」(広域の場合は「区単位」)で発令される。 ・風水害に係る避難情報や特別警報の発令状況の確認を行い、総合的に判断すること。 ※開園にあたって、園舎・園周辺の道路や河川の状況、ライフライン(電気・水道等)、職員確保等の状況を確認し、児童を安全に預かれることを確認すること。			
	レベル	《浸水想定区域内の園》	《浸水想定区域外の園》	《浸水想定区域内の園》	《浸水想定区域外の園》
		園が所在する地区に該当するいずれかの河川の避難情報が発令された場合	園が所在する地区、該当するいずれかの河川の避難情報が発令された場合	園が所在する地区に該当するいずれかの河川の避難情報が発令された場合	園が所在する地区、該当するいずれかの河川にも、発令されていない場合
	警戒レベル3 高齢者等避難	◆臨時休園 することができ	○原則、開園 ※	★安全な場所へ避難 ◆臨時休園 することができ	○原則、保育を継続
	警戒レベル4 避難指示	●臨時休園	○原則、開園 ※	★安全な場所へ避難 ●臨時休園	▲(状況に応じて) 早期お迎えの要請
特別警報	備考	避難情報発令対象河川 【外水氾濫】 天竜川、阿多古川、安間川、二俣川、気田川、水窪川、馬込川、芳川、都田川、井伊谷川、釣橋川 【内水氾濫】 高塚川、堀留川、新川、旧新川、曳馬川 ・避難情報は、「警戒レベル+河川名+地区名」で発令されます。 ・避難情報発令対象以外の河川、水路等が近くにある場合は、園独自に基準を設けるなど対応が望ましい。 ※開園にあたって、園舎・園周辺の道路や河川の状況、ライフライン(電気・水道等)、職員確保等の状況を確認し、児童を安全に預かれることを確認すること。			
	大雨、暴風、大雪	●臨時休園		★安全な場所へ避難 ●臨時休園	
		＜留意事項＞・施設の安全確認を行い、実情に応じてできるだけ限り開園に努めてください。 ・各園の所在する地区名及び土砂災害警戒区域又は浸水想定区域に該当するか否かを、あらかじめ浜松市ハザードマップ等でご確認ください。 ・本市は、市域が広く、発令地区内においても場所によって状況に違いが生じることから、避難情報等の発令に応じて一律に「臨時休園」等を定めるものではありません。 避難情報等の発令時の対応は、上記基準を参考に各園で判断してください。また、園の状況について保護者へこまめに情報提供を行ってください。 ・各園の各レベルに応じた対応方針(特に「臨時休園に関すること」)について、事前に保護者へ説明を行い、理解を得るようになしてください。			

浜松市が発令

気象庁が